

令和5年度～令和9年度減災推進アクションプラン

平成30年度～令和4年度減災対策推進アクションプランの振り返り

大規模地震を想定し、人的・物的被害を最小限に抑えるための減災対策に取り組むために平成29（2017）年6月に「減災対策庁内検討会」を設置し、同年11月に検討結果報告書が提出されました。この検討結果報告書の内容を踏まえ、減災対策を平成30年度から令和4年度までの5年間に重点的に推進していくため、減災対策推進アクションプランとして取りまとめ、市内における減災対策にこれまで取り組んできました。令和4年度で計画期間の終期を迎えることから令和3年度までに実施してきた各事業の評価を行いました。

平成30年度～令和4年度減災対策推進アクションプランで取り組んできた減災対策推進事業の実績

平成30年度～令和4年度のプランで定めた目標に対する令和3年度までの進捗状況は、沿道建物耐震化促進事業（達成率93.93%）、地域配備消火器増設事業（達成率88.89%）、避難行動要支援者支援体制構築事業（達成率100%）と高い実績を上げることができました。しかし、一方で17事業中14事業が未達成となりました（別表1）。

未達成の理由の多くは、目標達成基準を市民意識調査結果の割合としており、市として市民の防災意識を向上させる施策事業がうまく機能できていないことに起因していると考えています。また、その他に新型コロナウイルス感染の長期化や国や東京都と連携して行わなければならない事業等、他律的にプランの進捗に影響を及ぼされる事業があり、プラン達成を困難にしていると考えられます。

令和5年度～令和9年度減災対策推進アクションプランの方向性

平成30年度～令和4年度のプランの実績は、いくつかの事業を除いて、不本意ではありますが、目標が未達成で実績としても不十分な結果となりました。しかし、プランが「絵にかいた餅」となってしまっただけでなく、また、良い結果のみを求めて、目標設定自体を低下させ、見かけの計画進捗を図ってしまっただけでなく、実質的に強靱化された減災につながるものとはなりません。

例えば、市民意識調査の結果では、防災・減災対策の必要性は感じているものの自ら災害に備える意識の希薄さも同時に見受けられるため、実績が低くなっている各種補助制度等は、市民の自助・共助の重要性の周知に一層の工夫や努力を必要としていますし、その他にもまだまだ取り組めることがあるはずです。また、目標未達成の事業は、なぜ未達成だったのか、足りなかったことは何なのかを顧みて、課題の抽出を行い、それぞれを改善するための新たな取り組みが必要です。

よって質的・量的に充実した減災のために、次期計画では、次に示す**5つの方向性**のもとに最悪の事態を軽減することを想定し、あるべき状態を設定した現行プランの目標を維持・踏襲し、バックキャスト的な思考により、具体化を鋭意検討、実施していく「**市民の防災意識向上を図る取組み**」を行い、目標未達成であった既存事業の「**課題を積極的に改善するプランの推進**」します。

◎次期アクションプランの5つの方向性

方向性	内容
方向性①	令和5年度以降の本プランの取組は、既存の目標未達成事業を継続していくことを基本とする。その後の達成度の評価結果を基に必要に応じて入れ替えていく。
方向性②	最悪の事態を軽減することを念頭に「あるべき状態」を設定した現行プランの目標を維持したまま、引き続き目標達成に向けて取り組んでいく。その際、市民の防災意識向上を図る取組みの具体化を鋭意検討していく。また、個別事業の課題を速やかかつ積極的に改善を図っていく。
方向性③	高い達成目標を維持しながら、その実現に向けて、毎年度、年度目標を設定し、具体的に実現可能なレベルに落とし込んだ実施計画を立て、取り組んでいく。
方向性④	「地震・火災アクションプラン」に既存の継続プランに加え、新たなプランとして、在宅避難への積極的な支援及び高齢者世帯の住宅火災予防の観点から「在宅避難資器材（仮設テント）購入助成」及び「住宅火災警報器設置助成」を加えて展開していく。
方向性⑤	近年激甚化する風水害・土砂災害対策として新たに「風水害・土砂災害減災アクションプラン」の検討を行い、順次実施可能なものから実施に向けて具体的な検討を進めていく。

地震・火災減災アクションプランの新たな取組み

5つの方向性にも示したとおり、新たに「市民の防災意識向上を図る取組み」の一つとして、「地震・火災減災アクションプラン」に「在宅避難資器材(仮設テント)助成事業」及び「住宅用火災警報器設置助成事業」を加えて実施していきます（別表2）。

「在宅避難資器材(仮設テント)助成事業」は、感染症拡大防止対策のため、避難所の避難者同士の間隔を空けてスペースを確保した場合、必然的に想定している受け入れ人数よりも少なくせざるを得ません。このことから、可能な限り在宅避難を推奨することを目的として、全焼、半焼（全壊、半壊）を問わず、自身が居住する家屋が焼失し居住することが困難となってもなお自身が所有又は管理する土地に留まることが可能な場合を想定し、在宅避難資器材として仮設テントの購入助成を行っていきます。

1件当たり上限20,000円として計画期間中の各年度100件助成を目標として対象経費の1/2補助していきます。

「住宅用火災警報器設置助成事業」は、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて 10 年以上が経過しましたが、未だに設置されていない住宅が存在し、その被害は設置済みの住宅火災に比べ、被害面積や被害額が 2 倍程度となっています。また、過去 5 年間（令和 2 年時点）の東京都内の住宅火災による死者のうち約 7 割が 65 歳以上の高齢者である現状（いずれも東京消防庁調べ）があることを踏まえて、高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器の設置助成事業を行っていきます。

1 件当たり上限 6,000 円として計画期間中の各年度 100 件助成を目標として対象経費の 1/2 補助(取付費用を含む。)していきます。

風水害・土砂災害アクションプランを新たに策定

加えて、近年の気候変動により激甚化の傾向にある風水害・土砂災害に対する風水害・土砂災害アクションプランを次に示す**4つのコンセプト**のもとに**新たな防災対策の視点(上流域やダム周辺等もエリアとする多摩川流域の保全への参画や都市のグリーンインフラ等整備に関連した視点)**を取り入れ、防災・減災のための自然環境の保全にも踏み込んだ取り組みやマイタイムラインの活用や市民の自助・共助の向上を目指した**市民生活・マンパワーの活用の視点**、災害後の速やかな事業再開を可能にするための**農業等の産業の事業継続に関連した視点**を加えた「風水害・土砂災害減災アクションプラン」を策定し、減災対策を推進していきます（別表3）。

◎風水害・土砂災害アクションプランの4つのコンセプト

4つのコンセプト	内容
コンセプト 1	洪水・内水氾濫、土砂災害の各種災害に対応するプランとする。
コンセプト 2	災害予防対策から発災時の人的・物的な被害軽減、災害自体の低減・緩和、災害に適応した対策までを考慮したプランとする。
コンセプト 3	①災害に備えた各種インフラの整備（グリーンインフラの活用等）、②市民の災害対応力強化及びマンパワーの活用、③産業の事業継続の3つの部門に分け、部門毎の災害対策に言及したプランとする。
コンセプト 4	各主管課が所管する既存事業を各部門ごとに当てはめて、プランに編成し直すとともにさらに内容を充実させていく。また、先進自治体等の取り組み等、新たに導入実施すべき事業を提案する。